

江戸時代描かれた「解剖図」は、江戸時代の人々と、現代人ではその「眼差し」に相違があるのは、容易に推定できることである。

ピエール・ブルデューは『ディスタンクシオン』の序文で、「趣味を自然の賜物と考えるカリスマ的イデオロギーに反して、科学的観察は文化的要求がじつは教育の産物であることを示している。……あらゆる文化的慣習行動、および文学・絵画・音楽などの好みは、まず教育水準、出身階層に結びついている。」と述べている。

江戸時代、男性がイメージの生産と消費の手段や力を握っている社会、つまり現代よりも家父長制社会が強い時代であった。ここで生産された学問、芸術などは、男性を中心としたイメージを地盤として形成されてきた。これは、文化を生産し、消費する立場にあったのが男性だからである。今回、ジェンダー学におけるイメージ解析の方法論を用いて、「婦人解剖図」を分析することにより、当時の異なった「眼差し」を検証することを、目的とする。

35) 中国と日本の解剖制度の比較研究

A Comparison Study on the Anatomical Dissection System between China and Japan

医の博物館 陶 栗嫻

Suxian Tao, Museum of Medicine and Dentistry

古代の伝統的、封建的な倫理観念に束縛され、中国でも日本でも人体の臓腑を観察することは容易な業ではなかったのである。

古代中国の解剖と言ったら、死刑を施された死体に限っていた。歴史を顧みると、解剖制度もさまざまな変化があった。それは社会制度、政治制度、経済制度及び時代の変わりによって変化がある。

現代の解剖学は、系統解剖学、局所解剖学を含む肉眼解剖学を始め、組織学、発生学、細胞生物学、分子生物学、などの形態科学を包括したものである。

50年前、1949年10月1日、中華人民共和国が成立し、医療、教育、科学研究も飛躍的に進歩し

てきた。しかし、解剖制度は不完全で、法的に規則されていない部分が多く、臨床現場で大きな影響を与えなかった。

1979年5月21日に中華人民共和国衛生部（日本の厚生省に相当）より解剖死体規則を頒布された。これが中国の現行の解剖制度である。今日の中国の解剖学分野の発展のため、中日両国解剖学者の交流を目的として中国と日本の解剖制度の相違を分析した。

1. 解剖分類の相違

中国では普通解剖、病理解剖、法理解剖に分けられている。

日本では系統解剖、病理解剖、司法解剖、行政解剖に分けられている。

2. 解剖機関の相違

中国では医学研究機関及び医学教育機関には普通解剖と病理解剖機関のほかに、法理解剖機関が置かれている。また、人民法院（日本の裁判所に相当）、人民検察院（日本の検察庁に相当）、公安局（日本の警察庁に相当）には法理解剖機関も設置されている。

日本では裁判所には法理解剖機関は設置されていない。ただし、東京都には監察医務院があり、地方の場合は医学研究機関が医学教育機関の医学部に法医教室がある。

3. 解剖者の資格の相違

中国では医科大学あるいは医学院及び医学専門学校を卒業し、解剖機関で1年間の勤務を経て、続けて解剖機関で勤務する者に対して解剖ができる。

日本では医師免許を持った者が3年間専門家の指導のもとで、解剖20例以上を行い、厚生大臣に申請して、死体解剖資格認定証明書を取得したら、解剖者としての資格が与えられる。ただし、司法解剖の場合は日本では刑事訴訟により、法的に定められた解剖の資格者でなければいけない。そのほか、死亡診断書、死体検案書、行政解剖書の提出者は医師と歯科医師である。

4. 解剖死体の報告書と鑑定書の提出期間の相違

中国では法的に決められている。

日本では事例による提出する。

5. 解剖学会の相違

中国では中華医学会の下に解剖学会がある。中

華医学会の指導のもとで学術活動を行う。

日本では日本解剖学会は独立の学会として学術活動を展開する。ただし、司法、行政解剖は法医学学会に属し、病理解剖は病理学会に属す。

6. その他

解剖体の収集方法の相違、また献体運動と組織の相違などがある。

中国と日本の解剖制度の相違を分析することによって、日本の医師免許制度、医師法、歯科医師法及び死体解剖保存法等は中国の現行の解剖制度に対して参考価値があり、今後の中国解剖学分野の発展に、また中日両国の解剖学者の交流に役立つと考える。

36) 『日本大学歯学部と川合 渉』

Nihon University School of Dentistry and
KAWAI WATARU

日本大学松戸歯学部 ○宮本 康子
山口 秀紀
渋谷 鉦
谷津 三雄
日本大学歯学部 工藤 逸郎

Yasuko Miyamoto, Hidenori Yamaguchi,
Koh Shibutani and Mitsuo Yatsu, Nihon
University School of Dentistry at Matsudo
Itsuro Kudo, Nihon University School of
Dentistry

日本大学歯学部の歴史をひもとくとき、創設者佐藤運雄に次いで第2代歯学部長川合渉について語らねばならない。にもかかわらず、川合渉については榊原悠紀田郎先生著「歯記列伝」の210ページに「川合渉和製ジョンソンと異名をとった佐藤運雄の補佐役」をみるに過ぎない。

そこで、日本大学歯学部同窓会会誌第3巻第6号（昭和34年3月2日発行）の「故川合渉先生追悼号」と、演者らの一人谷津が架蔵する故今田見信から受け継いだ資料の中から川合渉に関するものを選び、特に奥様の川合ゆきから今田見信に送られた手紙を資料として略歴、その他について報告した。

川合渉は明治18年11月10日に愛知県渥美郡田原町池ノ原の土族山田義民と妻ゑ津の三男とし

て生まれ、明治29年12歳の冬、田原藩の先輩で遠戚にあたる内科医、山本安三郎を頼って上京。奥様からの手紙によると、同家の書生の傍ら歯科医師になる様薦められ、神田三崎町にあった東京歯科医学校に、13歳で入学したが中退、その年代は不詳となっているが、同窓会会誌には明治39年4月卒業と記されており、くい違いがみられる。明治39年5月には医術開業歯科試験に合格し、明治40年3月6日歯科医籍第929号にて登録。この東京歯科医学校在学中に、佐藤運雄と川合渉の運命的な出会いがあり、試験に合格した明治39年10月、佐藤運雄のいた東京帝国大学医学部歯科学教室に介補として入る。明治44年山本家より望まれ、川合ゆきと結婚し、川合姓を名のり川合渉となった。その翌年渡米し、帰国後は満州奉天の南満医学堂の講師を務め、大正5年小石川に歯科医家医院を開業し、診療を行う傍ら、東洋歯科医学校の創設に参加した。その後、昭和23年9月1日日本大学専門部歯科長兼附属医院長、昭和24年4月1日日本大学歯学部長兼附属医院長に任命、その後学部長を3年間務め、昭和27年3月31日定年規定により歯学部長兼専門部歯科長を解かれ、昭和27年4月1日歯学部名誉教授の名称を授けられると共に歯学部附属医院顧問を委嘱された。学外の役職としては、昭和23年4月および28年2月に歯科医師国家試験審議委員を、昭和18年1月に日本歯科医師会理事、昭和21年5月に東京歯科医師会参与、昭和25年4月に日本歯科医師会学術会議議長に就いた。しかし、昭和32年12月初め、心臓・腎臓・腸の疾患のため日大医科病院へ入院され、その後入・退院を繰り返し、昭和34年1月20日病院にて逝去された。

この手紙には川合渉だけでなく差出人である奥様、川合ゆきの経歴についても書かれており、川合ゆきは、父山本安三郎、母川合すゑの長女として、明治24年12月12日に東京下谷区谷中坂町一番地に出生。その父山本安三郎は済生学舎出身の内科医で川合渉が上京したとき、寄宿先として頼った人物である。ゆきは当時の法規により実母の川合すゑの養女として生後間もなく、名義だけではあるが、川合姓を称する事になった。父母の許にて生長し、府立第一高等女学校を卒業し、女子美術学校の日本画科に学んだが中退、明治44年8月には山田渉と結婚した。